

東根市ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項

（目的）

第1条 この要項は、ふるさと納税制度の推進を図るとともに、東根市の特産物等の PR、販売促進と地元産業の活性化に寄与することを目的として、東根市へのふるさと納税の寄附者に対して返礼品の贈呈を行う事業者（以下、「取扱事業者」という）の募集にあたり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ふるさと納税 東根市に対し、ふるさと納税の情報やサービスを集約したウェブ利用の起点となるウェブサイト等により寄附を行うことをいう。
- （2）返礼品取扱事業者 第4条、第6条の規定による承認を受けた事業者をいう。
- （3）委託事業者 東根市との間で事業に係る事務及び関係業務についての委託契約を締結した事業者をいう。
- （4）返礼品 返礼品取扱事業者が取り扱う品又はサービスで、第5条、第6条の規定による承認を受けたものをいう。

（返礼品取扱事業者の募集要件）

第3条 市が募集する返礼品取扱事業者は、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- （2）市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場等がある法人・団体又は個人事業者であること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- （3）代表者及び従業員等が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等ではないこと。
- （4）申込時に、市税等の滞納がないこと。
- （5）個人情報の取り扱いを厳重に行えること。

（返礼品の募集要件）

第4条 市が募集する返礼品は、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）東根市の魅力を発信できる商品・サービス等であること。
- （2）地方税法第37条の2第2項第3号及び法第314条の7第2項第3号、総務省が定める「地場産品基準」に合致するものであること。
- （3）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節商材等、期間限定、数量限定で供給可能なものは取り扱う場合もある。
- （4）食べ物については、原則発送後3日間以上の賞味期限が保証されること。

- (5) 商品情報（使用原材料等）の開示が可能であること。
- (6) GI 東根さくらんぼ等については、別に定める基準を満たすものであること。
- 2 山形連携中枢都市圏・連携事業に係る共通返礼品等は、山形連携中枢都市圏ふるさと納税共通返礼品推進委員会の規定による。

（返礼品に係る費用）

第5条 返礼品の贈呈は、返礼品取扱事業者が返礼品を寄附者に送付すること等により行うものとする。この場合において、送付等に要する費用のうち、商品代又はサービス実施に係る経費は、当該送付等を行う返礼品取扱事業者が負担し、配送費は委託事業者が負担するものとする。

- 2 委託事業者は、前項の規定により返礼品取扱事業者が寄附者に対し返礼品を送付等したことを確認したときは、その旨を市長に報告するとともに、返礼品取扱事業者が送付等した返礼品の金額（以下「負担金」という。）に、配送費を加えた合計額（以下「調達経費」という。）を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、委託事業者に対し、調達経費を支払うものとする。なお、調達経費のうち負担金については、委託事業者から返礼品取扱事業者へ支払うものとする。

（返礼品取扱事業者及び返礼品の承認等）

第6条 第3条、第4条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて、市に提出するものとする。

- (1) 東根市ふるさと納税返礼品取扱事業者申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 東根市ふるさと納税返礼品取扱事業者連絡票（様式第3号）
- (4) 東根市ふるさと納税返礼品申請書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を精査し、返礼品取扱事業者及び事業に参加する返礼品として適当であると認めたときは、通知書（様式第5号及び様式第6号）により事業者に通知するものとする。
- 3 返礼品に対する寄附金額の決定は、市長が行う。
- 4 返礼品取扱事業者及び返礼品の承認期間は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、第8条の規定による辞退、第9条の規定による取り消しがなされない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様の取り扱いとする。
- 5 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、内容について委託事業者には必ず報告すること

(返礼品の見直しに関する求め)

第7条 市は、返礼品取扱事業者に対し、クレームが多い場合、当該返礼品に係る助言を行うことができる。

(内容変更の承認等)

第8条 返礼品取扱事業者は、参加承認を受けた返礼品について、その内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前条第1項、第2項の規定は、変更承認を受けることのできる返礼品について準用する。この場合において、前条第3項中「承認期間」とあるのは「変更承認期間」と読み替えるものとする。

(事業参加又は返礼品の提供の辞退)

第9条 返礼品取扱事業者は、事業への参加を辞退又は一部の返礼品の提供を辞退しようとするときは、様式7又は様式8により、速やかに市長に申し出なければならない。

(参加承認または変更承認の取り消し)

第10条 市長は、返礼品取扱事業者又は返礼品が次の各号に該当すると認められた場合は、参加承認又は変更承認を取り消すことができるものとする。

(1) 第3条の規定を満たさない場合。

(2) 返礼品について、産地・製法等の偽装が認められた場合。

(3) その他、返礼品取扱事業者として適切でないと認められる事象が発生した場合。

2 前項の規定にかかわらず、返礼品取扱事業者が倒産・廃業した場合は、市は当該事業者に通達を送付せず、取り消すことができる。

(その他留意事項)

第11条 返礼品取扱事業者は、市及び寄附者から提供された個人情報を「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱うこと。

2 返礼品は、寄附者から申込時に選択された場合に提供を依頼するものであるため、選択されない場合があることをあらかじめ了承すること。

3 市が用意する同梱物について、同梱に協力する。また、事業者が用意し、同梱するものがある場合は、事前に市や中間事業者と共有し承認を得ること。

(細則)

第12条 この要項に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。